㈡　倉庫用建物等の割増償却制度について、対象資産を流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の総合効率化計画のうち同法の特定流通業務施設に関する事項が記載されたものについて認定を受けた事業者が取得等をする倉庫用の建物等及び構築物とし、貸付けの用に供するものを対象から除外した上、その適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第一五条、第四八条及び第六八条の三六関係）

㈢　海外投資等損失準備金制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第五五条及び第六八条の四三関係）

(1)　資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金の積立割合を一〇〇分の七〇（改正前一〇〇分の九〇）に引き下げる。

(2)　資源開発事業法人及び資源探鉱事業法人の範囲から外国政府を除外する。

㈢　金属鉱業等鉱害防止準備金制度について、積立限度額を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の一〇〇分の八〇相当額に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二〇条、第五五条の五及び第六八条の四四関係）

㈣　特定災害防止準備金制度について、積立限度額は、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の通知する額に相当する金額であることを明確化した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二〇条の二、第五六条及び第六八条の四六関係）

㈤　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二二条、第五八条及び第六八条の六一関係）

(1)　前事業年度等から繰り越された準備金の金額がある場合における益金の額に算入する準備金の金額は、積立事業年度終了の日の翌日から五年（改正前三年）を経過した準備金の金額とする。

(2)　新鉱床探鉱費の範囲から長期の資金の貸付けを除外する。

㈥　新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度について、その適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度において支出を行った新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の額のうちに海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、その海外探鉱法人出資については、海外投資等損失準備金制度を適用しないこととした。（租税特別措置法第五九条及び第六八条の六二関係）

㈦　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例の創設

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法の特定事業を実施する一定の法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から平成三〇年三月三一日までの間に国家戦略特別区域法の指定を受けたものに限る。）が、その各事業年度（その内国法人の設立の日から同日以後五年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度に限る。）において、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額として一定の金額を有する場合には、その金額の一〇〇分の二〇相当額の所得控除ができることとした。なお、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等若しくは特別税額控除制度又は国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却若しくは特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例を適用しないこととした。（租税特別措置法第六一条及び第六八条の六三の二関係）

㈧　社会保険診療報酬の所得の計算の特例について、対象となる事業年度から法人税法の特定公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算の特例の適用を受けた医療法人の救急医療等確保事業に係る業務を実施する一定の事業年度を除外することとした。（租税特別措置法第六七条及び第六八条の九九関係）

㈨　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる中小企業者等の範囲を事務負担に配慮する必要がある一定のものに限定した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の二、第六七条の五及び第六八条の一〇二の二関係）

㈩　中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例について、対象となる法人の範囲を金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、その貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に条件の変更を受けたものに限定した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六七条の五の二及び第六八条の一〇二の三関係）

㈠　農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象となる合併から農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併を除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の二関係）

㈡　次に掲げる租税特別措置について、農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行うこととした。

(1)　農業経営基盤強化準備金（租税特別措置法第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(2)　農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の八〇〇万円特別控除（租税特別措置法第六五条の五及び第六八条の七六関係）

(3)　農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（租税特別措置法第六七条の三及び第六八条の一〇一関係）

㈢　次に掲げる租税特別措置について、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用を受けた資産については、適用できないこととした。

(1)　農用地等を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第二四条の三、第六一条の三及び第六八条の六五関係）

(2)　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第三三条の六、第六四条及び第六八条の七〇関係）

(3)　特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第三七条の三、第六五条の七及び第六八条の七八関係）

(4)　転廃業助成金等に係る課税の特例（租税特別措置法第二八条の三、第六七条の四及び第六八条の一〇二関係）

㈣　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　交際費等の損金不算入（租税特別措置法第六一条の四及び第六八条の六六関係）

(2)　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用（租税特別措置法第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

㈤　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

(2)　特定農産加工品生産設備の特別償却（旧租税特別措置法第一一条の三、第四四条の四及び第六八条の二五関係）

(3)　新幹線鉄道大規模改修準備金（旧租税特別措置法第五六条及び第六八条の四八関係）

(4)　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（旧租税特別措置法第六一条及び第六八条の六三の二関係）

3

国際課税

㈠　振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権につき支払を受ける剰余金の配当及び償還差益については、平成三一年三月三一日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例における振替社債等に含めることとした。（租税特別措置法第五五条の三関係）